

長久手市子どもの預かり事業 利用料の無償化について

子育て世帯の負担軽減を図るため、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。それに伴い、子どもの預かり事業についても利用料が無償になる場合があります（※上限があります）。

●無償になる対象者●

| | |
|---|---------------|
| ① 保育の必要性がある（注1）と認定された子どもが利用する場合 | ② 保育の必要性がある場合 |
| ①と②を満たし、かつ下記「利用している施設ごとの条件」が○又は△に該当する場合 | |

（注1）就労（月60時間以上）、母親の出産、疾病、疾病の介護、その他認可保育施設の利用と同様の事由を満たす場合

●利用している施設ごとの条件● ※4月1日時点のご年齢でクラスが決定します。

| 利用施設 \ 年齢 | 0～2歳児クラス | 3～5歳児クラス |
|--------------|-----------|----------|
| 保育所等 | × | × |
| 幼稚園等 | △（注2かつ注3） | △（注2） |
| 認可外保育施設、未就園等 | △（注3） | ○ |

（注2）利用している幼稚園等が預かり保育を実施していない又は平日8時間かつ年間200日以上の子供を預かり保育を実施していない場合。

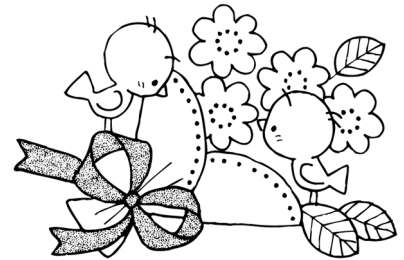
（注3）生活保護世帯又は住民税非課税世帯

●無償になる月額上限●

| 利用施設 \ 年齢 | 0～2歳児クラス | 満3歳児クラス | 3～5歳児クラス |
|---|----------|---------|----------|
| 認可外保育施設、未就園等 ※他の認可外保育施設に係る利用料を合わせた上限額 | 42,000円 | | 37,000円 |
| 幼稚園等 ※幼稚園等の預かり保育利用料及び他の認可外保育施設に係る利用料を合わせた上限額 | | 16,300円 | 11,300円 |

●利用料無償にかかる手続き●

- ① 市役所に施設等利用給付認定の申請
- ↓
- ② （利用後）利用費の給付申請
- ↓
- ③ 請求に基づき支払い済みの利用料を市役所より支払い



お問い合わせ先 長久手市子どもの預かり室「ことりルームぴっぴ」（TEL0561-56-0644）
※申請については
長久手市役所子ども未来課（TEL0561-56-0615）